

令和 7 年度 歯科口腔健診結果確認業務契約書（案）

大分県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、令和 7 年度 歯科口腔健診結果確認業務（以下「確認業務」という。）の実施について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者は、確認業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

2 受注者は、この契約書に定めるもののほか、令和 7 年度 歯科口腔健診結果確認業務仕様書に従い、確認業務を履行するものとする。

（委託料）

第 2 条 確認業務に係る委託料は、1 件につき、 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（履行期間）

第 3 条 この契約の履行期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（契約保証金）

第 4 条 契約保証金は、大分県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第 7 条第 8 号の規定により免除する。

（業務の場所）

第 5 条 受注者は、確認業務を発注者が指定した場所で行うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 6 条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託の禁止）

第 7 条 受注者は、確認業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（確認業務の調査等）

第 8 条 発注者は、必要に応じて、受注者に対して確認業務の処理状況につき調査又は報告を求めることができる。

（損害の負担）

第 9 条 確認業務の処理について発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

（検査）

第 10 条 受注者は発注者に、確認業務終了後、健診票確認報告書及び業務完了届を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

（委託料の支払い）

第 11 条 受注者は、前条の検査合格後、業務委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった際は、請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る金額を支払うものとする。

（秘密の保持）

第 12 条 受注者は、確認業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 13 条 受注者は、確認業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

(契約内容の変更及び解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の遵守事項又は違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後本契約に定める事項に違反し、又は履行を怠ったとき。

(2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、税の滞納処分等を受けたとき。

(4) 破産、和議、会社整理、会社更生又は民事再生の申立てを行ったとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) その他、受注者の責めに帰する事由の発生により本契約を継続しがたいとき。

(契約以外の事項)

第 15 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者において信義誠実の原則に従い協議する。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者と受注者で記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 大分市東春日町 17 番 20 号
大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階
大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 足立 信也

受注者